

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年6月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○水陽会様 3,000円 ○匿名 100,000円

<故人が生前お世話になったため>

○小野寺 玉子様（留辺蘂町）	10,000円	○古舘 茂様（常呂町）	20,000円
○土屋 謙二様（端野町）	20,000円	○室田 幸市様（常呂町）	50,000円
○小田 由美子様（留辺蘂町）	20,000円	○児島 美恵子様（端野町）	50,000円
○滝口 秀雄様（留辺蘂町）	20,000円	○國澤 玲子様（留辺蘂町）	30,000円

<各種事業での募金・益金を>

○アクティヴ・クルー様（北斗町） 50,000円